

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
901	神戸市 予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神戸市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神戸市長

公表日

令和6年12月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	<p>予防接種に関する事務</p>
②事務の概要	<p>予防接種法(昭和23年法律第68号)等関連法令に基づき、以下のような事務(定期的予防接種等および特定の任意予防接種(※))に関する事務ならびに予防接種健康被害に対する救済事務)を行っている。</p> <p>(※)「任意予防接種」とは予防接種法に基づかない接種をいう。</p> <p>[取扱いの対象となる予防接種の種類]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種法第5条第1項の規定による定期的予防接種 ・予防接種法第6条第1項または第3項の規定による臨時的予防接種 ・神戸市行政措置予防接種実施要領に定める特定の任意予防接種(以下「行政措置予防接種」という。) ・新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)による予防接種 <p>(1)予防接種対象者のリスト作成等 一定の時点において予防接種の対象になる者を神戸市の住民記録システムから提供されたデータ(以下「住民データ」という。個人番号を含む。)から抽出し、リスト(個人番号は含まない。)を出力する。出力したデータは業務委託している事業者へ引き渡して予防接種券または個別勧奨案内文として印刷し、封筒に封入封緘又は圧着ハガキを作成し、郵便事業者に持ち込む。1回当たりの対象者が少数の場合は市職員が市庁舎内部のプリンターにて予防接種券または個別勧奨案内文(個人番号は含まない。)を作成する。</p> <p>(2)予防接種実施依頼書等の発行 被接種者本人または代理人からの申請(個人番号は含まない。)に基づき、神戸市外の自治体もしくは医療機関で定期的予防接種をする場合、または神戸市内で予防接種実施契約を結んでいない医療機関(当該医療機関が加盟する医師会等の団体が契約を結んでいる場合は除く。)で定期的予防接種をする場合、市が住民データ(個人番号を含む。)と突合し対象者であることを確認したうえで、予防接種実施依頼書または連絡票(以下「実施依頼書等」という。個人番号は含まない。)を作成し、発行する。</p> <p>(3)予防接種記録の管理 自治体または医療機関(実施依頼書等により市外の自治体または医療機関で接種した場合を含む。)で実施した予防接種の接種券もしくは予診票等(以下「接種券等」という。個人番号は含まない。)を委託事業者が回収し、「こうべ健康いきいきサポートシステム」に入力し、住民データ(個人番号を含む。)と突合して予防接種記録として登録する。登録後は、接種券等を電子データ化したものを市に納品する。自治体または医療機関(実施依頼書等により市外の自治体または医療機関で接種した場合を含む。)で実施した予防接種のうち、還付請求の対象となるもの場合、市職員が直接同システムに入力する。 住民の転入があった場合は、転入元の自治体から提供される予防接種記録の受入を行い、上記と同様に同システムで予防接種記録を管理する。</p> <p>(4)健康被害の救済 予防接種を受けた者が、疾病にかかり、または障害の状態になり、または死亡した場合において、本人または代理人(以下「本人等」という。)の申請(本人の個人番号を含む。但し市が個人番号と突合できる場合は記載は必須ではない。)に基づき、当該疾病、障害または死亡が当該定期的予防接種、臨時的予防接種もしくは行政措置予防接種を受けたことによる場合と神戸市長または厚生労働大臣が認定した場合、予防接種法等関連法令及び神戸市予防接種健康被害に対する救済措置要綱に基づき給付を行う。その記録は「こうべ健康いきいきサポートシステム」に入力し、住民データ(個人番号を含む。)と突合し接種履歴とともに管理する。</p> <p>(5)被接種者・医療機関への予防接種料金の支払 予防接種料金を被接種者または医療機関が負担した場合、市の要綱または医療機関との予防接種実施契約に基づき、市が当該予防接種料金の全部または一部を支払う。こうべ健康いきいきサポートシステムを使うが、個人番号は使用しない。</p> <p>(6)国・兵庫県への事業報告等 予防接種法施行令第7条に基づく予防接種を受けた者の数その他国・兵庫県から指示された事項等について報告する。こうべ健康いきいきサポートシステムを使うが、個人番号は使用しない。</p> <p>(7)番号法に基づく情報連携 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第19条第7号別表第二に基づき、神戸市は予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。また、他機関からの情報照会に対応するために、予防接種記録に係る特定個人情報の副本を中間サーバーに登録する。</p>
③システムの名称	こうべ健康いきいきサポートシステム

2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項別表の14,126の項 ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="flex: 1;"> <input type="checkbox"/> 実施する </div> <div style="flex: 1; text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> </div>
②法令上の根拠	(番号法における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、27、28、29、153の項 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康局保健所保健課
②所属長の役職名	保健課長(予防衛生担当)
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	神戸市市長室広報戦略部 市民情報サービス課 郵便番号 650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 電話078-322-5175
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市健康局保健所保健課 電話番号: 078-322-6788
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年9月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年9月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月3日	I 5. ①及びI 8.	保健福祉局健康部予防衛生課	保健福祉局保健所予防衛生課	事後	職制改正情報のため
平成29年4月3日	II 1. 及び2.	平成28年8月31日	平成29年3月31日	事後	上記にあわせて修正したため
平成29年4月3日	I 5. ②	予防衛生課長 浜田 宏樹	予防衛生課長 都倉 亮道	事後	人事情報のため
平成31年4月1日	I 7	市民参画推進局参画推進部市民情報サービス課	市民参画推進局市民情報サービス課	事後	職制改正情報のため
令和1年6月30日	I 5. ②	予防衛生課長 都倉 亮道	予防衛生課長	事後	法令改正に伴う新様式記載事項によるもの
令和1年6月30日	II 1. 及び2.	平成29年8月31日	令和1年6月20日	事後	上記にあわせて修正したため
令和1年6月30日	IV	—	追加項目	事後	法令改正に伴う新様式記載事項によるもの
令和2年9月30日	I 5. ①及びI 8.	保健福祉局保健所予防衛生課	健康局保健所予防衛生課	事後	職制改正情報のため
令和2年9月30日	I 7.	神戸市市民参画推進局 参画推進部 市民情報サービス課(市役所2号館2階) 郵便番号 650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 電話078-322-5175	神戸市長室広報戦略部市民情報サービス課 郵便番号 650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 電話078-322-5175	事後	職制改正情報のため
令和2年9月30日	II 1. 及び2.	令和1年6月20日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	上記にあわせて修正したため
令和3年3月10日	I 1. ②	予防接種法(昭和23年法律第68号)等関連法令に基づき、以下のような事務(定期の予防接種等および特定の任意予防接種(※)に関する事務ならびに予防接種健康被害に対する救済事務)を行っている。 (※)「任意予防接種」とは予防接種法に基づかない接種をいう。 〔取扱いの対象となる予防接種の種類〕 ・予防接種法第5条第1項の規定による定期の予防接種 ・予防接種法第6条第1項または第3項の規定による臨時の予防接種 ・神戸市行政措置予防接種実施要領に定める特定の任意予防接種(以下「行政措置予防接種」という。)	予防接種法(昭和23年法律第68号)等関連法令に基づき、以下のような事務(定期の予防接種等および特定の任意予防接種(※)に関する事務ならびに予防接種健康被害に対する救済事務)を行っている。 (※)「任意予防接種」とは予防接種法に基づかない接種をいう。 〔取扱いの対象となる予防接種の種類〕 ・予防接種法第5条第1項の規定による定期の予防接種 ・予防接種法第6条第1項または第3項の規定による臨時の予防接種 ・神戸市行政措置予防接種実施要領に定める特定の任意予防接種(以下「行政措置予防接種」という。) ・新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)による予防接種	事前	
令和3年3月10日	I 3	・番号法第9条第1項別表第一の10の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第10条	・番号法第9条第1項別表第一の10.93の2の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第10条	事前	
令和3年3月10日	I 4. ②	(番号法別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7項別表第二の16の2.17.18.19の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号)第12条の2.第12条の3.第13条.第13条の2 (番号法別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7項別表第二の16の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号)第12条の2	(番号法別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7項別表第二の16の2.17.18.19.115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号)第12条の2.第12条の3.第13条.第13条の2 (番号法別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7項別表第二の16の2.115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号)第12条の2	事前	
令和4年2月22日	I 1. ②	省略	(8)VRSへの情報登録 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の 照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、接種証明書の交付を行う。	事後	緊急時の事後評価(新型コロナウイルス感染症対策)
令和4年2月22日	I 1. ③	こうべ健康いきいきサポートシステム	こうべ健康いきいきサポートシステム ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	緊急時の事後評価(新型コロナウイルス感染症対策)
令和4年2月22日	I 3.	・番号法第9条第1項別表第一の10.93の2の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第10条	・番号法第9条第1項別表第一の10.93の2の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第10条 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)・番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	緊急時の事後評価(新型コロナウイルス感染症対策)
令和4年2月22日	I 5.	健康局保健所予防衛生課 予防衛生課長	健康局保健所保健課 予防衛生担当課長	事後	人事情報のため
令和4年2月22日	I 8.	神戸市健康局保健所予防衛生課	健康局保健所保健課	事後	組織情報のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月4日	I 1. ②	(1)予防接種対象者のリスト作成等 一定の時点において予防接種の対象になる者を神戸市の住民記録システムから提供されたデータ(以下「住民データ」という。個人番号を含む。)から抽出し、リスト(個人番号は含まない。)を出力する。出力したデータは集団接種において対象者確認用リストとして使用し、または業務委託している事業者へ引き渡して予防接種券または個別勧奨案内文として印刷し、封筒に封入封緘又は圧着ハガキを作成し、郵便事業者に持ち込む。1回当たりの対象者が少数の場合は市職員が市庁舎内部のプリンターにて予防接種券または個別勧奨案内文(個人番号は含まない。)を作成する。	(1)予防接種対象者のリスト作成等 一定の時点において予防接種の対象になる者を神戸市の住民記録システムから提供されたデータ(以下「住民データ」という。個人番号を含む。)から抽出し、リスト(個人番号は含まない。)を出力する。出力したデータは業務委託している事業者へ引き渡して予防接種券または個別勧奨案内文として印刷し、封筒に封入封緘又は圧着ハガキを作成し、郵便事業者に持ち込む。1回当たりの対象者が少数の場合は市職員が市庁舎内部のプリンターにて予防接種券または個別勧奨案内文(個人番号は含まない。)を作成する。	事後	集団接種が2021年度で終了したことに伴う変更のため
令和6年12月4日	I 1. ②	(3)予防接種記録の管理 自治体または医療機関(実施依頼書等により市外の自治体または医療機関で接種した場合を含む。)で実施した予防接種の接種券、予診票等(以下「接種券等」という。個人番号は含まない。)を市が回収し、パンチ事業者へ引き渡し電子データ化して市に納品させ、市職員が「こうべ健康いきいきサポートシステム」に入力し、住民データ(個人番号を含む。)と突合して予防接種記録として登録する。登録件数が少数の場合、市職員が直接同システムに入力する。 住民の転入があった場合は、転入元の自治体から提供される予防接種記録の受入を行い、上記と同様に同システムで予防接種記録を管理する。	(3)予防接種記録の管理 自治体または医療機関(実施依頼書等により市外の自治体または医療機関で接種した場合を含む。)で実施した予防接種の接種券もしくは予診票等(以下「接種券等」という。個人番号は含まない。)を委託事業者が回収し、「こうべ健康いきいきサポートシステム」に入力し、住民データ(個人番号を含む。)と突合して予防接種記録として登録する。登録後は、接種券等を電子データ化したものを市に納品する。自治体または医療機関(実施依頼書等により市外の自治体または医療機関で接種した場合を含む。)で実施した予防接種のうち、還付請求の対象となるもの場合、市職員が直接同システムに入力する。 住民の転入があった場合は、転入元の自治体から提供される予防接種記録の受入を行い、上記と同様に同システムで予防接種記録を管理する。	事後	接種券の審査事務を事業者に委託したことに伴う変更のため
令和6年12月4日	I 1. ②	(6)国・兵庫県への事業報告等 予防接種法施行令第7条に基づく予防接種を受けた者の数その他国・兵庫県から指示された事項等について報告する。こうべ健康いきいきサポートシステムを使うが、個人番号は使用しない。 (7)番号法に基づく情報連携 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第19条第7号別表第二に基づき、神戸市は予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。また、他機関からの情報照会に対応するために、予防接種記録に係る特定個人情報の副本を中間サーバーに登録する。	(6)番号法に基づく情報連携 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第19条第8号に基づく主務省令第2条の表及び同法第22条第1項に基づき、神戸市は予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。また、他機関からの情報照会に対応するために、予防接種記録に係る特定個人情報の副本を中間サーバーに登録する。	事後	法改正に伴う根拠条文の変更のため
令和6年12月4日	I 1. ②	(8)VRSへの情報登録新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、接種証明書の交付を行う。	削除	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小等に伴う軽微な修正のため
令和6年12月4日	I 1. ③	こうべ健康いきいきサポートシステム ワクチン接種記録システム(VRS)	こうべ健康いきいきサポートシステム	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小等に伴う軽微な修正のため
令和6年12月4日	I 3.	・番号法第9条第1項別表第一の10,93の2の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第10条 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)・番号法第19条第5号(委託先への提供)	・番号法第9条第1項別表の14,126の項 ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	法改正に伴う根拠条文の変更のため
令和6年12月4日	I 4. ②	(番号法別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7項別表第二の16の2,17,18,19,115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号)第12条の2,第12条の3,第13条,第13条の2 (番号法別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7項別表第二の16の2,115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号)第12条の2	(番号法における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25, 27, 28, 29, 153の項 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項	事後	法改正に伴う根拠条文の変更のため
令和6年12月4日	I 5. ②	予防衛生担当課長	保健課長(予防衛生担当)	事後	職制改正情報のため